令和6年度 弘前市子どもの活動推進事業

一 募 集 要 項一



1 子どもの活動推進事業について

子どもの活動推進事業は、地域と学校が一体となって子どもの活動を推進する環境を醸成し、もって子どもの健全な育成を図るため、その事業に要する経費の一部について、補助金を交付するものです。

【地域が主役の事業です】

子どもが社会に触れる機会づくりや自主性・主体性を育む場づくりを応援する事業です。 地域で育っていく子ども達のため、どんな事業を行うか話し合い、関係する団体との協力を とおして、地域全体が手を取り合って人づくり・つながりづくりを深める機会にも繋がりま す。

【学校の役割】

補助事業の活動場所の提供、事業周知のためのチラシ配布や子どもたちへ参加の呼びかけ、また、その募集の取りまとめなど、学校の特徴や強みを活かした協力や支援が想定されます。

2 申請できる団体

申請できる団体は、次のいずれかに該当するものとします。

学区まなびい講座運営委員会、地区公民館運営委員から組織される実行委員会、弘前市町会連合会青少年育成委員会、PTA、保護者で構成される団体のほか、これらの団体およびこれらに所属する構成員で組織される団体とします。

3 対象となる事業

学校の協力を得て行い、学区住民又は団体構成員の役務提供がある事業で、次の 1)~4) のいずれかに該当するものとします。

- 1) 子どもが自主的又は主体的に関わることができる事業
- 2) 子どもの社会性を育むことができる事業
- 3) 子どもが地域との関わりや多世代との交流を深めることができる事業
- 4) 既存の事業を活性化するために新たな内容や改善点を反映させて実施するもの
- Q 具体的にはどんな事業が対象になるの?
- A 以下のような多様な活動、各々の地域に合った特色・魅力ある活動が対象となります。
 - 1)子どもたちが企画から関わるものや運営の一部を子どもが担う活動
 - 例)地区合同キャンプ教室で行う交流ゲームを考えてもらう

年上の子どもが年下の子どもを見守り育てる環境を作る事業 など

- 2)子どもたちが体験・実践をとおして社会に積極的に関わる活動
 - 例) 電車・バス乗車体験、清掃などのボランティア活動、社会見学 など
- 3)子どもを対象とした地域の行事、イベント、お祭り 等
 - 例) 地区(学区)子どもの祭典、町会対抗駅伝大会、伝統芸能の継承 など
- 4)子ども会や学区まなびい講座等で行うもので、ちょっとの工夫で子どものやる気や 参加意欲を後押しする活動
 - 例)親切カルタ大会予選会に向けた練習の機会の創出 子どものための食育講座や生きる力を育む研修会の開催 など





1つの事業の中に、複数の事業を含めることができます。

例)『学区探検隊&地域料理教室』『冬まつり&雪像づくりコンテスト』 『芋ほり体験&スイーツづくり』…など (ただし補助金額の上限は5万円です)

4 対象とならない事業

いずれかに該当する事業は、対象外となります。

- 1) 年度内に完了しない事業
- 2) 補助金の交付を受けようとする年度において、市の他の補助金又は国、県その他の機関からの補助金の交付を受けた、又は受ける見込みである事業
- 3) 営利、宗教または政治に係る活動を目的とする事業
- 4) 法令、条例等に違反する事業
- 5) その他公序良俗に反する事業

5 補助の対象となる経費

補助の対象となる経費は、対象事業を実施するために必要な経費で、次に掲げる項目とします。

<u>0,9 </u>	
項目	補助対象経費 例)参加賞の文房具・パン
報(賞)費	指導者等への謝礼、参加賞、優勝カップなど / シュース、大会の景品のお菓(※ 麻価なものに限ります) (※ ただし、構成員に係る経費は対象外です。)
旅費	指導者等への交通費
消耗品費及び 原材料費	対理の食材費など
燃料費	機材、車両等の燃料費 例)薪、木炭、キャンプファイヤ-用の灯油
印刷製本費	ポスター・チラシ、資料等の印刷代・コピー代など
通信運搬費	切手その他の郵便料
保険料	イベント等参加者の保険料
使用料及び賃借料	会場使用料、自動車借上料、レンタル物品借上料

※ 領収証がない又は使途が不明確なものは対象とはなりません。

6 補助の対象とならない経費

- 1) 備品(パソコンやデジカメなど。汎用性の高いものも対象となりません。)
- 2) 飲食代(弁当やオードブルなど)
- 3) その他社会通念上補助することが適当と認められない経費

7 補助金の額について

補助金の額は、次の①から③のうち、いずれか少ない額とします。(千円未満の端数は切り捨て)

- ① 補助対象経費の実支出額の合計額の90%以内の額
- ② 対象事業の支出総額から補助金以外の収入(参加費、協賛金等)を除いた額
- ③ 上限額の5万円

【例1】支出総額5万円(補助対象経費4万円、補助対象外経費1万円)

収入:なし

この場合は、

- ① 補助対象経費(4万円)×90% = 3万6千円
- ② 支出総額(5万円)-収入(0円)=5万円
- ③ 上限額 5万円
- ◆ 補助金額は、3万6千円(①、②、③を比べたときの一番少ない額が補助金額となります。)



【例2】支出総額5万6千円(補助対象経費5万6千円)

収入:協賛金6千円

この場合は、

- ① 補助対象経費(5万6千円)×90%=5万円(千円未満切り捨て)
- ② 支出総額(5万6千円)-収入(6千円)=5万円
- ③ 上限額 5万円
- ◆ 補助金額 **5万円**(①、②、③を比べたときの一番少ない額(全て同額の場合はその額) が補助金額となります。)



8 補助金の申請回数

補助金事業の申請は、1小学校区につき1回限りとなります。

9 事業の申請受付期間、事業期間

① 受付期間:令和7年2月14日(金)まで② 事業期間:令和7年3月31日(月)まで

10 申請の方法

- 1) 次の書類に必要事項を記入のうえ、期間内に提出してください。
 - ① 交付申請書(様式第1号)
 - ② 事業計画書(様式第2号)
 - ③ 収支予算書(様式第3号)
 - ④ 団体構成員調書(様式第4号)
 - ※ 応募書類は、中央公民館のホームページからダウンロードできます。 またメールでお問い合わせいただければ、募集要項・様式をお送りいたします。 (メールアドレス: chuuoukou@city.hirosaki.lg.jp)

- 2) 提出先•受付時間
 - ① 提出先 弘前市立中央公民館 学習支援係(弘前文化センター1階) ☎33-6561
 - ② 受付時間 午前8時半から午後5時まで(火曜日は休館日です。) (※土曜日・日曜日も受け付けています。)
 - ※ 時間外の受付を希望する場合は、事前にお問い合わせください。

11 補助金の交付手続き

- 1) 申請内容を審査した後、補助金交付決定通知書をお送りします。
- 2) 補助金交付決定通知書が届きましたら、教育長が指定する日までに「弘前市子どもの活動 推進事業費補助金請求書」を提出してください。2~3週間以内に指定の口座へ振り込みま す。

12 事業終了後の手続きなど

- 1) 事業完了の日から30日以内又は令和7年4月14日のいずれか早い日までに「弘前市子どもの活動推進事業費補助金事業完了実績報告書」に、次の必要書類を添えて提出してください。
 - ※ただし、提出期限が4月以降となる場合についても、3月31日までに検査(履行確認)が必要となります。
 - ① 事業実績書(様式第11号)
 - ② 収支決算書(様式第12号)
 - ③ 領収証、受領証等支払を証明するもの(原本)と、それらのコピー
 - ④ 補助事業の実施状況が確認できる書類(写真、チラシ等)
 - ※ 領収証について (領収書の発行が受けられない場合はレシートでも構いません。)
 - ・原本とコピーを提出してください。(原本は確認後返却します。5年間保存していただきます。)
 - 個々の品目が分かるような領収証の発行が難しい場合は、手書きで記入して内容が分かるようにしてください。
 - ※ 受領証について
 - ・謝礼金を支払った場合は、支払った相手から「受領証」をもらってください。 なお、相手方の住所、氏名、印鑑又は署名が必要です。
- 2) 提出された実績報告書等を審査し、適当と認めた時は、「弘前市子どもの活動推進事業 費補助金交付額確定通知書」を補助事業者へ送付します。

審査の結果、補助金交付確定額が補助金交付額を下回った場合は、差額を返還していただきます。

13 事業内容、経費配分の変更又は中止、廃止

事業の内容、経費配分を変更しようとするときは、「弘前市子どもの活動推進事業費補助金事業変更承認申請書」(様式第5号)を、中止又は廃止するときは「弘前市子どもの活動推進事業費補助金事業中止(廃止)承認申請書」(様式第6号)を提出し、承認を受ける必要があります。

ただし、軽微な変更は提出が不要の場合もありますので、いずれの場合も事前に弘前市立中央公民館にご連絡ください。

14 こんな場合は…? ◆ Q&A ◆

◆ 対象事業について ◆

- Q1 会員制による子ども会(町会の子どもすべてが子ども会員である場合を除く。)、スポーツ少年団、ガールスカウト、ボーイスカウトなど、その団体の会員のみを参加対象とする事業は対象となりますか。 ※Q2と関連
 - A 原則として特定の団体の会員のみが参加対象に限定される事業は対象となりません。
- Q2 子ども会に入っていない子どもやその親が参加できる事業を実施する場合は対象となりますか。
 - A 対象となります。
- Q3 今年だけ開催する事業は対象となりますか。
 - A 対象となりますが、補助事業をきっかけとして地域の活性化につながるような事業となるよう検討してください。
- Q4 補助金のみで実施する事業は対象となりますか。
 - A 補助金以外の収入がない事業の場合は、補助対象経費の9割が補助されますが、残りの1割及び補助 対象外経費は自主財源をあててもらうことで対象となります。また、補助金額は5万円が上限となり ます。
- Q5 参加料を徴収する場合の目安はいくらぐらいですか? 実費相当分となるよう検討してください。
- Q6 補助金は毎年度受けられますか。
 - A 補助制度が続く限りはご活用いただきたいと考えております。次年度以降に事業効果をつなげていくためにも、自主財源を充てることや参加費・協賛等により事業費を確保することも検討してください。
- Q7 単位子ども会の事業でも対象となりますか?
 - A 対象事業に合致したもので学区の中から選定したものであれば対象となります。

◆ 対象となる団体 ◆

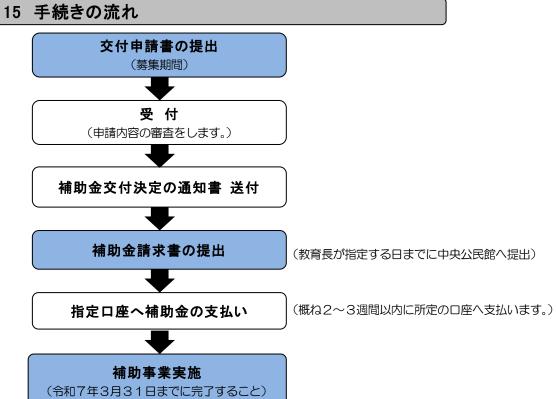
- Q8 個人が主催する事業でも補助金を受けることができますか。
 - A 募集要項にあるとおり、小学校区の青少年育成委員会やPTA等の団体またはこれらから構成される実行委員会等の団体となります。
- Q9 実行委員会のように一時的に組織された団体でも、補助対象となりますか。
 - A 対象の団体となります。

◆ 対象となる経費 ◆

- Q10 新規に地区の子ども駅伝大会を計画しています。その際に持ち回り用の優勝旗又は優勝カップを購入 したいのですが、対象となりますか。
 - A 10,000 円以下(税込)のものであれば対象となります。
- Q11 イベント参加者に参加賞をあげたいのですが、対象となりますか。
 - A えんぴつやノートなど廉価な文房具は対象となります。また、参加賞として配布するような廉価なお やつ、飲み物類も対象となります。(弁当やオードブルなどの飲食代は対象外です)

◆ その他 ◆

- Q12 補助金の支払いはいつ頃になりますか。
 - A 補助金の交付決定通知を受けてから、事業の実施者に教育長の指定する日までに補助金の請求書を提出してもらいます。請求書を受理した日から概ね2~3週間程度で補助金を所定の口座に振り込みます。
- Q13 補助金額は申請額どおりに受けられますか。
 - A 原則申請額どおりとなりますが、収支予算書を精査し、補助対象にならないものが含まれていた場合は、減額となる可能性があります。



事業完了実績報告書の提出

(報告内容を確認します。)

(事業完了後30日以内又は令和7年4月14日の いずれか早い日までに提出)

確定通知書の通知書 送付

(確定額と交付決定額との差額を精算します。)

◆ お問い合わせ・提出先 ◆

弘前市立中央公民館

〒036-8356 弘前市大字下白銀町19-4 弘前文化センター1階

0172-33-6561 電話 0172-33-4490 ファックス Eメール chuuoukou@city.hirosaki.lg.jp

ホームページ http://www.city.hirosaki.aomori.jp/chuokominkan/index.html